

被61
資1,2,3
免1,2,3
登、曉、執
す

原議保存期間 10年
(平成24年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
各管区警察局情報通信部長
東京都警察通信部長
北海道警察通信部長
警視庁交通部長
警視庁総務部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察庁丁運発第53号
警察庁丁情管発第180号
警察庁丁通施発第72号
平成14年5月17日
警察庁交通局運転免許課長
警察庁情報通信局情報管理課長
警察庁情報通信局通信施設課長

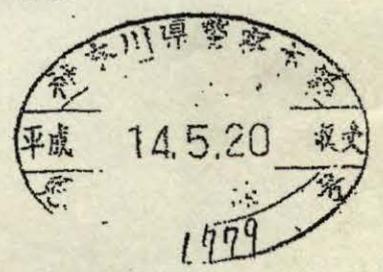
各府県(方面)通信部長

「警察情報管理システムによる運転者管理業務の運用基準」の改正について
「「警察情報管理システムによる運転者管理業務実施要領」の改正について」(平成14年5月17日付け警察庁丙運発第32号、丙情管発第17号、丙通施発第9号)に基づく業務の運用基準を別添「警察情報管理システムによる運転者管理業務の運用基準」のとおり改正し、平成14年6月1日から実施することとしたので遺憾のないようにされたい。
なお、「「警察情報管理システムによる運転者管理業務の運用基準」の改正について」(平成12年7月27日付け警察庁丁運発第70号、丁情管発第282号、丁通施発第139号)及び「更新予定者に関する通報について」(平成5年12月22日付け警察庁丁運発第172号、丁情管発第987号、丁有発第322号)は平成14年6月1日で廃止する。

記

改正の要点

- 1. 道路交通法及び道路交通法施行令等の改正に伴う項目
 - (1) 一般運転者に係る運転免許証の有効期間の延長
 - (2) 運転免許証の更新期間の延長
 - (3) 住所地以外の都道府県公安委員会を經由した更新の申請の特例
 - (4) 障害者に係る免許の欠格事由の見直し
 - (5) 高齢運転者の保護
 - (6) 罰則の強化



(7) 免許の欠格期間及び点数制度の見直し

2 業務改善による項目

- (1) 交通切符等と照合等に活用できるようにするための変更（目次通報に事件番号を追加）
- (2) 抹消・訂正登録通報の目次通報に係る変更（抹消登録時の登録番号を追加）
- (3) 国籍コード、免許の条件等コード及び運転練習の方法コードの見直し等に伴う変更
- (4) その他の登録及び照会に係る変更

違反登録票													
① 資料区分	違反		違無										
	61		60										
② 生年月日	明治	大正	昭和	平成	□□	年	□□	月	□□	日	③ 性別	男	女
	1	2	3	4								1	2
④ 統一氏名	□□□□ □□□□												
⑤ 免許証番号	□□□□□□□□□□□□□□												
⑥ 事件番号	警察署等コード					事件番号							
	□□□□□□					□□□□□□□□□□							
⑦ 発生日時			昭和	平成	□□	年	□□	月	□□	日	□□	時	
			3	4									
⑧ 本籍・国籍	□□□□□□□□					⑨ 住所	□□						
⑩ 路線名	□□□□□□				⑪ 免許の種類	□□		⑫ 違反車両	□□				
⑬ 違反名	□□□□□□				□□□□□□ □□□□□□								

記載要領

① 資料区分

1 違反「61」

法令違反（物損事故を含む。ただし、あて逃げ及び建造物損壊を除く。）の登録

2 違無「60」

無免許者、仮免許者、国際運転免許証等所持者又は在日米軍運転許可証所持者として違反登録をした際、生年月日、性別及び氏名の合致する有効免許データがあるため、登録されない旨の通報があり、調査の結果、別人のものであることが判明した場合の法令違反の再登録

② 生年月日

③ 性別

様式-1の記載要領により記入する。

④ 統一氏名

1 有免許者

左端にスキップ記号⑤を記入する。

2 無免許者、仮免許者、国際運転免許証等所持者又は在日米軍運転許可証所持者
様式-1の記載要領により記入する。

⑤ 免許証番号

1 有免許者

免許証記載の免許証番号をそのまま左詰めで記入する。

2 無免許者、仮免許者、国際運転免許証等所持者又は在日米軍運転許可証所持者
左端にスキップ記号⑤を記入する。

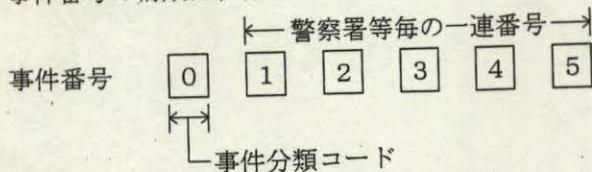
⑥ 事件番号

1 警察署等コード

当該事件の送致警察署等名の6桁コードを記入する。

2 事件番号

(1) 事件番号の構成は、次のとおりとする。



事件分類コードは、次のとおりである。

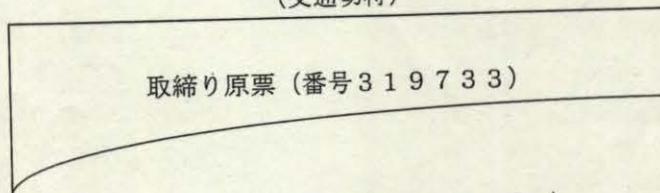
登録票区分	コード
交通切符用違反登録票（道路交通法違反用・保管場所法違反用）	1から3
交通反則切符用違反登録票	4から8
上欄以外（法令違反に関する現認報告書等）の違反登録票	0

(2) 記載方法

ア 交通切符及び交通反則切符に係る違反登録票

当該切符の告知書（切符）番号をそのまま登録票の事件番号として記入する。

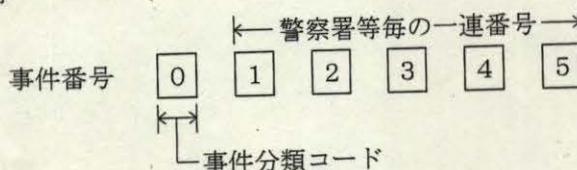
例 (交通切符)



イ ア以外の登録票

上1桁目は、「0」を記入し、下5桁には、警察署等毎の一連番号を記入する。

例

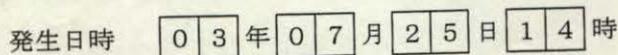


⑦ 発生日時

元号欄の該当コードを○で囲み、当該違反の年月日時を年月日コード及び時間コードで記入する。

ただし、分は切り捨てること。なお、24時は、「00」時とする。

例 平成3年7月25日午後2時20分の違反の場合



⑧ 本籍・国籍

1 本籍

都道府県（方面）公安委員会名コードを6桁の頭2桁に記入し、残りは「0000」とする。

ただし、本籍不明の場合は「999999」とする。

2 国籍

国籍コードを記入する。

⑨ 住所

都道府県（方面）公安委員会名コードを記入する。

⑩ 路線名

路線コードを記入する。

⑪ 免許の種類

違反及び事故登録の場合の免許の種類コードを記入する。

スイス連邦、ドイツ連邦共和国及びフランス共和国の運転免許による違反及び事故登録は、国際免許と同様に免許の種類コード「99」を記入する。

なお、受けている免許の種類が二つ以上の場合、次表により、最も上位にあたる免許の種類コード一つを記入すること。

順位	免許の種類	コード
1	大型第二種免許	31
2	普通第二種免許	32
3	大型特殊第二種免許	33
4	大型免許	11
5	普通免許	12
6	大型特殊免許	13
7	大型二輪免許	21
8	普通二輪免許	22
9	小型特殊免許	15
10	原付免許	16
11	大型仮免許	01
12	普通仮免許	02
13	国際運転免許証等	99
14	在日米軍運転許可証	91

⑫ 違反車両

当該違反の違反車両コードを記入する。

⑬ 違反名

1 違反名が一つの場合

左欄に当該違反の違反名コードを記入し、中欄及び右欄は、「0000」を記入する。

ただし、当該違反行為が暴走行為である時は、右欄に違反名（暴走行為）コード「0499」を記入すること。

2 違反名が二つ以上の場合

左欄から違反点数の高い順に違反名コードを記入する。

違反名が二つの場合、右欄に「0000」を記入し、違反名が四つ以上の場合、第4位以下の違反名コードを省略する。

ただし、当該違反行為が暴走行為である時は、右欄に違反名（暴走行為）コード「0499」を記入し、このため、記入できなくなった違反名は、違反名コードを省略すること。

事故登録票														
① 資料区分	事故		事無											
	81		80											
② 生年月日	明治	大正	昭和	平成	□□	年	□□	月	□□	日	③ 性別	男	女	
	1	2	3	4							性 別	1	2	
④ 統一氏名	□□□□ □□□□													
⑤ 免許証番号	□□□□□□□□□□□□□□													
⑥ 事件番号	警察署等コード						事件番号							
	□□□□□□						□□□□□□□□							
⑦ 発生日時			昭和	平成	□□	年	□□	月	□□	日	□□	時		
			3	4										
⑧ 本籍・国籍	□□□□□□				⑨ 住所	□□								
⑩ 路線名	□□□□				⑪ 免許の種類	□□		⑫ 違反車両	□□					
⑬ 違反名	□□□□				□□□□		□□□□							
⑭ 事故内容	被害種別				被害程度				不注意の程度					
	物損	傷害	傷害 仮停止	死亡	死亡 仮停止	小	中	大 (軽い)	大 (重い)	専ら 以外	専ら			
	1	2	7	3	8	1	2	3	4	2	3			

記載要領

① 資料区分

- 1 事故「81」
交通事故（あて逃げを伴わない物損事故及び建造物損壊を伴わない物損事故を除く。）の登録
- 2 事無「80」

無免許者、仮免許者、国際運転免許証等所持者又は在日米軍運転許可証所持者として事故登録をした際、生年月日、性別及び氏名の合致する有効免許データがあるため、登録されない旨の通報があり、調査の結果、別人のものであることが判明した場合の交通事故の再登録

- | | | | |
|---------|---------|--------|---------|
| ② 生年月日 | ③ 性別 | ④ 統一氏名 | ⑤ 免許証番号 |
| ⑦ 発生日時 | ⑧ 本籍・国籍 | ⑨ 住所 | ⑩ 路線名 |
| ⑪ 免許の種類 | ⑫ 違反車両 | | |

様式-13の記載要領により記入する。

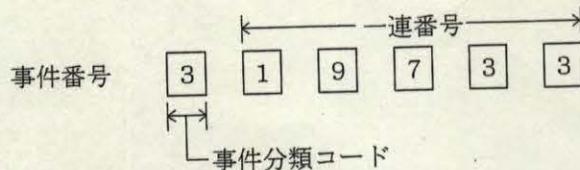
⑥ 事件番号

1 警察署等コード

様式-13の記載要領により記入する。

2 事件番号

- (1) 事件番号の構成は、次のとおりとする。



事件分類コードは、次のとおりである。

登録票区分	コード
交通切符で処理した物損事故に係る事故登録票	1から3
人身事故用事故登録票	9
上欄以外（物損事故に関する現認報告書等）の事故登録票	0

(2) 記載方法

交通切符で処理した物損事故に係る事故登録票

当該切符の切符番号をそのまま登録票の事件番号として記入する。

⑬ 違反名

1 次の2、3、4及び5を除く交通事故の場合

様式-13の記載要領により記入する。

2 ひき逃げ又はあて逃げ（物損事故）の交通事故の場合

(1) 左欄

違反名（ひき逃げ）コード「0270」又は違反名（あて逃げ）コード「0271」を記入する。

(2) 中欄及び右欄

中欄から違反点数の高い順に違反名コードを記入する。

違反名が一つの場合、右欄に「0000」を記入する。

ただし、当該違反行為が暴走行為である時は、右欄に違反名（暴走行為）コード「0499」を記入し、このため、記入できなくなった違反名は、違反名コードを省略すること。

3 過失建造物損壊の交通事故の場合

(1) 左欄及び中欄

左欄から違反点数の高い順に違反名コードを記入する。

違反名が一つの場合、中欄に「0000」を記入する。

(2) 右欄

違反名（過失建造物損壊罪）コード「0450」を記入する。

ただし、当該交通事故に係る違反行為が暴走行為である時は、違反名（暴走行為の過失建造物損壊罪）コード「0495」を記入すること。

4 あて逃げ過失建造物損壊の交通事故の場合

(1) 左欄

違反名（あて逃げ）コード「0271」を記入する。

(2) 中欄

違反名コードを記入する。

(3) 右欄

違反名（過失建造物損壊罪）コード「0450」を記入する。

ただし、当該交通事故に係る違反行為が暴走行為である時は、違反名（暴走行為の過失建造物損壊罪）コード「0495」を記入すること。

5 故意による交通事故又は危険運転による致死傷事故の場合

(1) 左欄

違反名（故意、危険運転致死傷）コード「0440」、「0441」、「0442」、「0443」又は「0444」を記入する。

(2) 中欄及び右欄

中欄から違反点数の高い順に違反名コードを記入する。
違反名が一つの場合、右欄に「0000」を記入する。

(暴走行為に係る事故登録票の違反名欄の記入例)

態 様	違 反 名 欄		
	左 欄	中 欄	右 欄
人身事故（ひき逃げの場合を除く。）	違反名コード	違反名コード又は0000	0499
ひき逃げ人身事故	0270		
あて逃げ物損事故	0271		
過失建造物損壊事故	違反名コード	違反名コード又は0000	0495
あて逃げ過失建造物損壊事故	0271	違反名コード	

⑭ 事故内容

1 被害種別

被害種別欄の該当コードを○で囲む。

ただし、被害種別が重複する場合は、被害の大きい種別（物損<傷害<死亡）の該当コード一つを○で囲むこと。

(1) 記載例1 死者1名、傷害2名で仮停止をしなかった場合

事 故 内 容	被 害 種 別				
	物損	傷害	傷害 仮停止	死亡	死亡 仮停止
	1	2	7	③	8

(2) 記載例2 死者1名、傷害2名で仮停止をした場合

事 故 内 容	被 害 種 別				
	物損	傷害	傷害 仮停止	死亡	死亡 仮停止
	1	2	7	3	⑧

(注) 仮禁止の場合を含む。

2 被害程度

被害程度欄の該当コードを○で囲む。

(1) 物損及び傷害については、次表により、該当コードを○で囲むこと。

被害程度	傷害、損害別	傷 害	損 害
大（重い）		治療3月以上又は後遺障害	未使用
大（軽い）		治療30日以上3月未満	30万円以上
中		治療15日以上30日未満	5万円以上30万円未満
小		治療15日未満	5万円未満

(注) 治療日数は、医師の診断書記載の日数をいう。

記載例1 治療日数が30日以上3月未満の場合

事故内容	被害程度			
	小	中	大(軽い)	大(重い)
	1	2	③	4

(2) 死亡の場合

ア 死者数1人の場合は、被害程度小欄の該当コードを○で囲む。

イ 死者数2人の場合は、被害程度中欄の該当コードを○で囲む。

ウ 死者数3人以上の場合は、被害程度大(軽い)欄の該当コードを○で囲む。

記載例2 治療2ヶ月の重傷者が2名おり、死亡者が1名の場合

事故内容	被害程度			
	小	中	大(軽い)	大(重い)
	①	2	3	4

(注) 死亡の場合、4「大(重い)」は使用しない。

3 不注意の程度

不注意の程度の認定については、「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領について」(平成11年11月1日付け警察庁丙運発第57号の別表第1)に定めるところによる。